

あるべき税制委員会 60回 議事録（2013年5月23日）

文責 森信茂樹

5月23日、「法人税改革の道筋」について、森信、一橋大学佐藤主光先生、経団連阿部部長から報告しその後議論を行いました。それぞれの提言は別添です。参考にしてください。

人、モノ、金、さらには無体財産権の自由な移動が行われるグローバル経済のもとでは、法人税は大きな挑戦を受ける。その結果、法人事業税と法人住民税（法人2税）という法人税収からの依存の高いわが国地方自治体は、行政に必要な税収確保の不安定性や地域間の税収格差に悩まされることになる。超高齢化を向かえ、地方行政を安定的に行っていくうえで、安定的で地域間格差の少ない地方税構造の構築を目指す必要があるが、見直しに当たっては、地方の期間税である住民税や固定資産税など幅広く税体系全体を視野に入れる必要がある。

同時に、地方企業が海外展開していけば、地方の雇用や経済は空洞化し、ますます疲弊してしまう。震災復興のための臨時増税が終わった後（15年度）のわが国の法人実効税率は、現在の40%から5%下がり35%となるが、いまだ先進諸外国と比べて数%高い。法人税がエネルギーコストなどと並んで企業の立地コストに大きな影響を与え、グローバルに活動する企業の空洞化や雇用の流出を招く一因となっている。一層の空洞化や雇用喪失を避けるという観点から、実効税率のさらなる引き下げが必要だといえよう。

実効税率の内訳をみると、国税である法人税率は25・5%で、フランス、英国よりも低く、中国と同水準で、国際的には遜色がない。つまり、実効税率を高止まりさせている原因は、地方税である法人事業税と法人住民税（地方法人2税）であり、これを改革していく必要がある。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。